

ジャパンクラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

8月度理事会報告

20年の歴史を大事に次のステップへ

ジャパンクラブの8月度理事会は8月2日(土)午後4時からサンマテオ榴木マーケット2階に於いて、上野会長初め11名の理事が出席され、議題に沿って以下の事柄が討議されました。

議題1. 第20回定期総会を終えて

会の活性化の一翼として検討されて来た活動の活発化は借る目的で先の総会で提案された会員の意見、希望を元に

1) 焼き物について、会員の田代ジョージさん、後藤哲男理事に講師になっていただき、焼き物についてのお話、そして希望者への実技の手ほどき。これについては田代ジョージさんの予定と、ご都合を確かめて日時を決めて会場等の手配をする。尚、「焼き物のお話」については広く会員以外の人にも知らせ多くの参加者を募る、「実技の手ほどき」は人数にかなりの制限があるため、会員のみとする。

2) ワインカントリーへの日帰りバス旅行とグルメの旅、大隅敏男理事が具体的計画を立てる。

3) その他に、会員の中から専門分野、得意分野の話しや実技指導をお願いする

例えば、佛教の話し(沖山泰彦理事) アスパラガス・ピッキングやチェリー・ピッキング等(シュミットまりこ理事) お茶の会、野点など(小原和子さん)その他にも今迄の会の催しを収めた映画会の開催(大隅理事、北哲也理事) これらについてはそれぞれ担当の方に具体的な実施方法をご検討いただく事になりました。また内容によっては会の同好会グループの開催とするものもあります。

この3)についてはさらにご意見、希望をお知らせください。

議題2. 新年度の役員選出

理事の互選により次の様に決まりました、それぞれの役員の方はこれから一年間、どうぞよろしくお願ひします。(敬称略)

会長:	上野 正安
第一副会長:	大隅 敏男
副会長/会活性化企画担当:	宇田川 博文
会活性化企画担当補佐:	シュミットまり子
副会長:	榴木 隆子、 柏原 紀子
会計:	沖山 泰彦
会計補助:	柏原 紀子
会計監査:	後藤 哲男
事務局長:	大隅 敏男
事務局長補佐:	榴木 隆子、 柏原 紀子
催事担当:	北 哲也
催事担当補佐:	斉藤 悦子、 黒沢 信平
広報担当:	宇田川 博文
ニュースレター担当:	古田 紘一
ニュースレター担当補佐:	福光 哲史

議題3. 会の「活性化を図る」取り組み

・さくら学園とのコラボレーションについて、さくら学園とのコラボレーションについて、現在ジャパンクラブから提案が先方に出されています、先方からの返事を待って次のステップに入ります。

・税金問題講演会については、税金問題の講演会、現時点で10月18日(土)を予定しており、講師からもこの日程で了解をいただいています、ユニオンバンク社交室の予約が取れ次第(9月になります)確定いたします。

議題3. その他

1) BBQピクニック 9月21日(日曜日)会費を会員20ドル、非会員を25ドルとし、昨年同様の内容で進めます、詳細は9月の理事会で決定されますが、8月号ニュースレターに案内を掲載します、さらに申し込み用紙を同封します。尚、さくら学園に対しては学園長初め5名程度の参加をご案内します。

2) 講演会(税金問題)

10月18日(土)会場が最終的に決定次第お知らせします。

3) 来年度のガレージセールについて、より良い結果が得られる様にするために北理事によって開催方法等を再度検討していただく事になりました。

・9月度理事会 9月度理事会は9月6日(土曜日)ジャパンクラブ事務所に於いて午後1時より開催いたします。今期から理事会の開催日が第一土曜日に変更になりましたのでご注意ください。

サンフランシスコ総領事館からいただきました祝辞

ジャパンクラブ創立20周年祝辞

ジャパンクラブが、今年創立20周年を迎えますことに対し、心からお祝い申し上げます。皆様方のたゆまぬ御努力により輝かしい歴史を積み重ねられ、この20周年という記念すべき日を迎えられました。ジャパンクラブの会員の皆様方があらゆる分野で御活躍され、米国社会においてその発展と繁栄のために努力され貢献されておりますことに心から敬意を表する次第であります。日米両国は民主主義の理念等基本的な価値観を共有しておりますが、歴史的・地理的・文化的に日本との繋がりの深いここサンフランシスコは、日米関係史の上でも特別な地位を築いて来ております。

この様な地で組織されたジャパンクラブが共通な文化的基盤と生活体験をもった会員の方々の拠り所として今後共益々の発展と皆様方の御健勝を祈念申し上げます。

平成26年7月20日

在サンフランシスコ日本国総領事館

7月30日開催の親睦ゴルフ大会は好天のもと

11名が参加して楽しい時間を過ごしました。

上位5名の成績は以下の通りです:(敬称略)

順位	お名前	GLOSS	H D	NET
1位	田代ケン	76	9.8	66.2
2位	宇田川博文	89	22.4	66.6
3位	大隅敏男	78	9.8	68.2
4位	三好和栄	85	16.8	68.2
5位	上野正安	91	22.4	68.6

今年に参加者の中からなんと3名もの「エージ・シューター」が出て、改めてジャパクラブ・ゴルフの質の高さをアピールしました。(注) エージ・シュート(Age-Shooting)は、ゴルフの1ホール(18ホール)ストロークプレイを、自身の年齢以下の打数でホールアウトすることで非常に難しい事とされています。



新理事の紹介

黒沢 信平さん

「太陽堂の黒ちゃん」とその誠実な人柄と明るい性格から地域の人は勿論、音楽愛好者やカラオケ愛唱者から2年前にリタイヤーする迄の約40年間親しまれていました。

その黒沢さん、生まれは隣の岩手県と接する山に囲まれた秋田県横手市。高校卒業後、明治大学入学を目指して上京、そこで初めて海の魚は「ショッパイ」と思っていたのに、東京の魚は海の物でも「ショッパク」無いと冷凍処理のすすんだ都会に驚いたとか。

大学では日本の書籍や文房具、日本のレコード等の音楽商品を世界中に販売する日本出版貿易社に入社、3年間の研修の後、1967年海外研修生としてサンフランシスコの「北米の五車堂」に配属され4年8ヶ月ここで店主を助けて販売から商売の本質を学んだそうです。研修期間中、進駐軍のFMラジオ放送で一生懸命英語を勉強したのは「本当に大変でした」と。研修期間を終えて帰国したものの、日本の会社内の空気は海外生活を経験した黒沢さんには馴染めず、29歳で再びサンフランシスコに、そして完成してまだ日の浅いジャパンセンター内に自分の城「太陽堂レコード店」を立ち上げ2012年引退する迄、正子夫人と二人三脚で一日も休まず働き多くのファンをつかんできました。

ジャパクラブへは設立当初から入会していましたが店の仕事の為殆ど会合やイベントにも顔を見せなかった黒沢さん、リタイヤー後は、昨年のガレーセールのお手伝いから新年会、総会等全て顔を見せて積極的にサポートしてくれており、頼もしい「助っ人」として期待されています。

福光哲史記



知っておきたい日本の国際法

アメリカに住んでいるから日本の法律は関係ないと思っておられるかも知れませんが、自分の生まれ育ったふるさとは知っていて良かったと思う法律が沢山あります。

このコーナーでは、アメリカ在住者やその周囲の人達が時折遭遇する必要な法律をピックアップしてお伝えし、皆さんのお役に立ちたいと思います。

第一回の今回はジャパクラブの会員の中にも居られるアメリカ市民権を取得された人が色々な事情で再度日本に定住する為に日本国籍を再取得する事に関する方法に付いてご案内です。

帰化の条件には、どのようなものがありますか？

帰化の一般的な条件には、次のようなものがあります(国籍法第5条)また、これらの条件を満たしていたとしても、必ず帰化が許可されるとは限りません。これらは、日本に帰化するための最低限の条件を定めたものです。(以下は法務省のウェブサイト、行政書士のホームページを参考に一部を抜粋してお伝えしております)

1 住所条件(国籍法第5条第1項第1号)

2 能力条件(国籍法第5条第1項第2号)

年齢が20歳以上であって、かつ、本国の法律によっても成人の年齢に達していることが必要です。

3 素行条件(国籍法第5条第1項第3号)

4 生計条件(国籍法第5条第1項第4号)

生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていけることが必要です。この条件は生計を一つにする親族単位で判断されますので、申請者自身に収入がなくても、配偶者やその他の親族の資産又は技能によって安定した生活を送ることができれば、この条件を満たすこととなります。

5 重国籍防止条件(国籍法第5条第1項第5号)

帰化しようとする方は、無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失することが必要です。なお、例外として、本人の意思によってその国の国籍を喪失することができない場合については、この条件を備えていなくても帰化が許可になる場合があります(国籍法第5条第2項)。

6 憲法遵守条件(国籍法第5条第1項第6号)

なお、日本と特別な関係を有する外国人(日本で生まれた者、日本人の配偶者、日本人の子、かつて日本人であった者等で、一定の者)については、上記の帰化の条件を一部緩和*しています(国籍法第6条から第8条まで)。

帰化には、どのような手続が必要ですか？ また 帰化許可申請に必要な書類には、どのようなものがありますか？

申請先: 住所地を管轄する法務局・地方法務局

帰化許可申請に必要な主な書類は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 帰化許可申請書(申請者の写真が必要となります。) | |
| 2 親族の概要を記載した書類 | |
| 3 帰化の動機書 | 8 国籍を証明する書類 |
| 4 履歴書 | 9 親族関係を証明する書類 |
| 5 生計の概要を記載した書類 | 10 納税を証明する書類 |
| 6 事業の概要を記載した書類 | 11 収入を証明する書類 |
| 7 住民票の写し | 12 在留歴を証する書類 |

国籍を証する書面及び身分関係を証する書面については、原則として本国官憲が発給したものを提出する必要があります。

なお、申請者の国籍や身分関係、職業などによって必要な書類が異なりますので、申請に当たっては、法務局・地方法務局にご相談ください。

尚、このコーナーは法務省所管の法律ですが資料の収集等に付いては総領事館の今城康雄領事のご協力をいただきました。

この項「帰化の条項」についてもっと詳しい内容が必要は方、さらに、簡易帰化*と云う制度があり、一定の条件を満たしている場合に上記帰化条件の一部が緩和されます、詳しくお知りになりたい方はジャパクラブ事務所迄ご連絡ください。

福光哲史